

第734回通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和元年11月20日（水） 12時から

2. 場 所 横浜税関本関 7階 大会議室

3. 議 題 等(敬称略)

- (1) コンテナ貨物の引取りに係る協力依頼
阪口 統括審査官
- (2) 食品添加物に対する軽減税率の適用について
同 上
- (3) 消費税に係る「内国消費税等種別コード」の入力誤りについて
同 上
- (4) 飲用乳、加糖れん乳及びでん粉調製品に係る特別緊急関税の発動について
永井 統括審査官
- (5) ワシントン条約附属書の改正について
高橋 特別審査官
- (6) 日EU・EPAの輸入申告時に税関に提出する貨物の原産地に係る
説明（資料）の提出の取扱いについて
中澤 原産地調査官

その他・連絡事項等

次回開催予定日 **令和元年12月10日(火)** 12:00～

開 催 場 所 横浜税関本関 7階 大会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

令和元年 11 月 1 日

関 係 各 位

横 浜 税 関

コンテナ貨物の引き取りに係る協力依頼について

平素から税関行政に対し、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨今、税関の検査・貨物確認の結果、異状が発見され、直ぐに輸入許可を受けることができなくなったコンテナ貨物について、貨物の横持ち先の保税蔵置場が見つからず、税関のコンテナ検査場に長時間放置される事案が発生しております。

税関のコンテナ検査場に検査等が終了したコンテナ貨物が長時間放置されますと、他の貨物の検査等、税関業務の遂行に支障が生ずることとなります。

皆さまにおかれましては、検査・貨物確認の結果、直ぐに輸入許可等を受けることができなくなった場合、当該コンテナ貨物は速やかに保税地域に運送する必要があることを念頭に検査・貨物確認にご対応いただくとともに、検査・貨物確認に異状がなく輸入許可等を受けた場合につきましても、速やかにコンテナ検査場からコンテナ貨物をお引き取りいただきますようよろしくお願いいたします。

連絡・問い合わせ先

横浜税関監視部検査総括第1部門

045-625-5014

横浜税関業務部通関総括第1部門

045-212-6150

（「添加物」の販売）

問 18 食品の製造において使用する「添加物」の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

食品の製造・加工等の過程において添加される食品衛生法に規定する「添加物」は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、食品衛生法 4②、軽減通達 2）。

【参考】

- 食品衛生法第 4 条第 2 項
この法律で添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によつて使用する物をいう。

（「金箔」の販売）

問 19 当社では、食品添加物の金箔を販売していますが、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、食品衛生法に規定する「添加物」として販売される金箔は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

（食用、清掃用の重曹の販売）

問 20 当社では、重曹を食用及び清掃用に使用することができるものとして販売しています。販売に当たり、食品添加物として、食品表示法に規定する表示をしています。この重曹の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものである食品添加物として販売される重曹は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

（化粧品メーカーへの「添加物」の販売）

問 21 当社は、食品衛生法に規定する「添加物」の販売を行っています。取引先である化粧品メーカーが、当社が食用として販売している「添加物」を化粧品の原材料とする場合があります。この場合の「添加物」の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 29 年 1 月追加】

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものである食品衛生法に規定する「添加物」として販売されるものは、「食品」に該当します。したがって、取引先が化粧品の原材料とする場合であっても、「添加物」を「食品」として販売する場合には、軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

飲用乳、加糖れん乳及びでん粉調製品に係る特別緊急関税の発動について

NACCS 掲示板からの転載

【利用者の皆様へ】 飲用乳、加糖れん乳及びでん粉調製品（別表第 1 の 6 の 2 の項、6 の項及び 24 の項）に係る特別緊急関税の発動について

2019 年 10 月 31 日

関税暫定措置法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、飲用乳、加糖れん乳及びでん粉調製品（別表第 1 の 6 の 2 の項、6 の項及び 24 の項）に対して令和元年 11 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間、特別緊急関税が加算されます。

適用期間内における当該物品の輸入申告につきましては、業務コード集「5-1. NACCS 用品目コード（輸入）」中、「暫定法第 7 条の 3 発動時のもの」が適用となりますので、十分ご注意願います。

なお、ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

※暫定法第 7 条の 3 発動時の NACCS 用品目コードについては令和元年 11 月 1 日から使用可能となります。

【飲用乳、加糖れん乳及びでん粉調製品（別表第 1 の 6 の 2 の項、6 の項及び 24 の項）に係る発動対象品目】

番号・細分	NACCS 用品目コード	備考
040120190†	0401201905	その他のもの(通常時)
	0401200015	その他のもの(暫定法第 7 条の 3 発動時)
040299129†	0402991293	その他のもの(通常時)
	0402990011	その他のもの(暫定法第 7 条の 3 発動時)
	0402990033	TPP11 協定に基づく関税割当証明書があるもの(通常時)
	0402990044	TPP11 協定に基づく関税割当証明書があるもの(暫定法第 7 条の 3 発動時)
040299290†	0402992903	その他のもの(通常時)
	0402990022	その他のもの(暫定法第 7 条の 3 発動時)
	0402990055	TPP11 協定に基づく関税割当証明書があるもの(通常時)
	0402990066	TPP11 協定に基づく関税割当証明書があるもの(暫定法第 7 条の 3 発動時)

190120159†	1901201595	その他のもの(通常時)
	1901200070	その他のもの(暫定法第7条の3発動時)
	1901200092	TPP11 協定及び EU 協定上の原産品で、砂糖を加えたもの(関税割当証明書があるもの)(通常時)
	1901208993	TPP11 協定及び EU 協定上の原産品で、砂糖を加えてないもの(関税割当証明書があるもの)(通常時)
	1901208982	TPP11 協定及び EU 協定上の原産品で、砂糖を加えたもの(関税割当証明書があるもの)(暫定法第7条の3発動時)
	1901208971	TPP11 協定及び EU 協定上の原産品で、砂糖を加えてないもの(関税割当証明書があるもの)(暫定法第7条の3発動時)
190190179†	1901901794	その他のもの(通常時)
	1901900070	その他のもの(暫定法第7条の3発動時)
	1901900092	TPP11 協定及び EU 協定上の原産品で、砂糖を加えたもの(関税割当証明書があるもの)(通常時)
	1901908993	TPP11 協定及び EU 協定上の原産品で、砂糖を加えてないもの(関税割当証明書があるもの)(通常時)
	1901908982	TPP11 協定及び EU 協定上の原産品で、砂糖を加えたもの(関税割当証明書があるもの)(暫定法第7条の3発動時)
	1901908971	TPP11 協定及び EU 協定上の原産品で、砂糖を加えてないもの(関税割当証明書があるもの)(暫定法第7条の3発動時)



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

2019年11月26日より、ワシントン条約の改正附属書が発効します

ワシントン条約附属書改正に伴う輸出入手続きの変更

2019年10月29日

第18回ワシントン条約締約国会議において附属書が改正され、2019年11月26日より発効することに伴い輸出入手続きが変更されます。

本件概要

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）の附属書に掲載されている動植物等（以下「種」という。）の輸出入は、外国為替及び外国貿易法に基づく規制の対象となっています。2019年8月に第18回ワシントン条約締約国会議が開催され、同条約附属書の改正が決定されました。このため、改正附属書が発効する2019年11月26日に外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入手続きが変更されます。具体的には、同条約の附属書に別添1の改正事項が反映されます。

<第18回ワシントン条約締約国会議により国際取引が影響を受ける動植物の例>

商業目的の国際取引が禁止される種（附属書Ⅰ）	コツメカワウソ、ビロードカワウソ、インドホシガメ、アンナンガメ、パンケーキガメ等
新たに追加され国際取引が制限される種（附属書Ⅱ）	キリン、トッケイヤモリ、アオザメ、バケアオザメ、熱帯ナマコ類※等 ※熱帯ナマコ類は2020年8月28日より附属書へ掲載
規制が緩和される種	ローズウッド（附属書Ⅱ）※ヤブビンガを使用した楽器（楽器部品、附属品を含む）等 ※ブラジリアンローズウッド（附属書Ⅰ）は、引き続き規制対象。

なお、従来、附属書が改正された場合、改正発効日以降に輸出入される場合であっても発効日前に発行された輸出入の許可書があれば、一定の条件の下、輸出入を認めていましたが、今次締約国会議における決議に基づき、この取り扱いは変更されます。すなわち、今後発効日以降に輸出入される場合は、すべからく改正後の内容が適用されることとなります。そのため、例えば発効日（2019年11月26日）以降に輸入しようとする場合は、改正後の内容に基づく手続きがなされている必要がありますのでご注意ください。詳細は、別添2をご確認ください。

- [別添1 ワシントン条約第18回締約国会議における附属書改正事項について（PDF形式：441KB）](#)
- [別添2 ワシントン条約附属書の改正に伴う我が国の輸出入手続きについて（PDF形式：232KB）](#)

担当

貿易経済協力局 貿易管理部
野生動植物貿易審査室長 大條 成太
担当者：菊島、宮本

電話：03-3501-1511(内線 3291～3292)
03-3501-1723 (直通)
03-3501-0997 (FAX)

日EU協定を利用される方へ

原産品であることに係る追加的な説明(資料)が
提供できない場合の取扱いが変更されます。

(注) 輸出者自己申告の場合のみの取扱い

従来(8月1日からの暫定的な取扱い)

➤ NACCSの記事欄(税関用)に特定の文言を入力

NACCS画面	納期限延長	BP申請事由	納付方法	口座番号	担保番号
記事(税関)	私は産品が原産品であることに係る追加的な説明は提供できません				
記事(通関)					

11月17日以降

➤ NACCSの業務仕様コードの原産地証明書識別(3桁目)に以下のコードを入力

Q	製造者(生産者)による原産品申告書 (原産性に関する情報が提供できない場合)
F	輸出者による原産品申告書 (原産性に関する情報が提供できない場合)

共通部 繰返部

NACCS画面

品名

数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等

BPR係数 運賃按分 課税係数

事前表示(分類) (原産地)

関税減免税コード 関税減

内消費税等種別 減免税コード

1 3 5

原産地* EU -

輸入令別表 蔵置種別等

EUF*もしくはEUQ*を入力

*4桁目は適宜のコードを入力

※日EU協定における輸入時の原産地手続きの詳細については、税関HPをご確認ください。
「日EU・EPA輸入申告時に税関に提出する貨物の原産地にかかる説明(資料)について」
<http://www.customs.go.jp/roo/text/eu-3-16.htm>